

第60回 宗議会 一般質問 赤松範昭（京都教区）

まず、宗議会議員の選挙についてお伺いたします。現行の条例では、住職の同意が必要とされており、この件については毎年問題とされてきたことは周知の通りです。今回、門首の後継に開教司教が就かれることになり、ひとまず御同慶の至りといわねばなりません。つまり、わが宗門の宗憲は国境を越えて働いておるということであります。振り返って、寺院の代表は住職であるから、宗教法人法との関係から、同意は必要というのがこれまでの御当局の見解でありました。しかし今申し上げましたように、対外的には宗教法人法が優先されるとしても、宗門内の条例でありますから、同朋の公議公論を尽くすという宗憲の精神からして広く宗門を構成するものの声が反映されるよう、つまり住職の同意を必要とせず、被選挙権を行使出来るというのが宗憲の精神に副う事と考えます。是非とも、宗憲の精神に副う条例にして頂きたい。総長のお考えをお聞かせ下さい。

続いて選挙条例についてお尋ねいたします。郵便投票についてであります。諸般の事情により寺を離れておられる選挙人が沢山あるかと存じます。現行法では、この方たちは現実的に、物理的に投票権の行使が出来ません。そこで、本人の申し出により郵便による投票ができるようにして頂きたいと思うのですがいかがでしょうか。寺を離れていても宗門を想う人は多くあると思いますし、いずれは寺に帰って法務に就かれる人なのでありますから。

次に、選挙運動について伺います。現行法では郵便による運動しかできません。せめて個人演説会ができるようになれば、候補者の考えを直接話せますし、選挙人の希望も聞き取れると思うのですが、いかがでしょうか。総長のお考えをお聞かせください。

次に、坊守の宗門における位置づけについてお伺いたします。条例では住職又は教会主管者の配偶者を坊守と称するとなっています。本人の意思には関係なく定義により坊守とされてしまうということでもあります。それでいて就任式に出よとか、坊守籍に登録せよと盛んに勧められています。一方で、得度している坊守は衆徒として扱われています。例えば選挙運動員になってもらうと〇〇寺衆徒と表示されてしまいます。〇〇寺坊守と表記し、坊守として選挙に参画していることをはっきりすべきだと考えます。いかがでしょうか。総長のお考えをお聞かせください。以上、よろしくお願い致します。